

# 亀岡市総合福祉センター条例

平成 17 年 9 月 30 日

条例第 33 号

亀岡市総合福祉センター条例(昭和 57 年亀岡市条例第 33 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この条例は、亀岡市総合福祉センター(以下「総合福祉センター」という。)の設置及び管理運営に関し必要事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第 2 条 総合福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 亀岡市総合福祉センター

位置 亀岡市内丸町 45 番地の 1

(開館時間及び休館日)

第 3 条 総合福祉センターの開館時間は、午前 9 時から午後 10 時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 総合福祉センターの休館日は、次の各号に掲げる日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、随時に開館又は休館することができる。

(1) 火曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

(3) 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日まで(前号に掲げる日を除く。)

(構成)

第 4 条 総合福祉センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

(1) 亀岡市コミュニティセンター

(2) 亀岡市障害者福祉センター

(3) 亀岡市中央老人福祉センター

(4) 亀岡市働く女性の家

(5) 亀岡市勤労青少年ホーム

(平 24 条例 12・一部改正)

(業務)

第 5 条 総合福祉センターは、市民の連帯感の醸成、障害者、老人、働く女性、勤労青少年の健康の増進、教養の向上及びレクリエーション又は各種の相談、クラブ活動等市民のふれあいの施設として便宜を総合的に供与することを業務とする。

(平 24 条例 12・一部改正)

(利用者)

第 6 条 総合福祉センターを利用することができる者は、市内に居住する者で、次の各号に掲げるものとする。

(1) 地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展のための事業を行う者

(2) 障害者

(3) 60 歳以上の者

(4) 勤労女性(市内に勤務先を有する女性を含む。)又は勤労者家庭の女性

(5) 35 歳未満の勤労青少年(市内に勤務先を有する青少年を含む。)

2 市長は、前項各号に定める者のほか、相当と認める者に総合福祉センターを利用させることができる。

(平 24 条例 12・一部改正)

(使用の許可)

第 7 条 総合福祉センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。総合福祉センターの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、総合福祉センターの管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(使用の許可の制限)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設又は附属施設その他器具備品等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 営利を図る目的で使用するおそれがあると認めるとき。
- (4) 管理上支障があると認めるとき。
- (5) その他市長が適当でないと認めるとき。

(平 24 条例 12・平 25 条例 36・一部改正)

(使用許可の取消し等)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の目的を変更したとき。
- (3) 災害その他不可抗力の事由によって施設が使用できなくなったとき。
- (4) その他市長が適当でないと認めるとき。

(平 25 条例 36・一部改正)

(使用料)

第10条 総合福祉センターの使用料は、別表第1に掲げる額とする。

2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(平 25 条例 36・一部改正)

(使用料の減免)

第11条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第 12 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外使用)

第 13 条 総合福祉センターは、法令その他別に定めがある場合のほか、これを目的外に使用することができない。ただし、使用が総合福祉センターの管理上支障がないと認められるもので、特に市長が許可した場合は、この限りでない。

(目的外使用料)

第 14 条 目的外使用の許可を受けて総合福祉センターの一部を使用する者(以下「目的外使用者」という。)は、目的外使用料を市長が定める期日までに納付しなければならない。

2 目的外使用料は、別表第 2 に掲げる額とする。

(平 25 条例 36・一部改正)

(目的外使用料の減免)

第 15 条 市長は、特に必要があると認めるときは、目的外使用料を減額し、又は免除することができる。

(特別の設備等)

第 16 条 使用者が、総合福祉センターの使用に際し、特別の設備をし、総合福祉センター施設に変更を加え、又は備付けの設備以外の器具を使用しようとするときは、申請と同時に市長の承認を受けなければならない。

(原状回復義務)

第 17 条 使用者は、総合福祉センターの使用が終わったとき、使用の許可を取り消されたとき、又は使用の中止を命ぜられたときは、直ちに設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第 18 条 使用者が故意又は過失により総合福祉センター施設を毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(平 24 条例 12・一部改正)

(運営委員会)

第 19 条 総合福祉センターの運営を円滑に行うため、亀岡市総合福祉センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

(組織)

第 20 条 運営委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 市及び関係行政機関の職員

(3) 利用者の代表

(4) 企業及び団体の代表

3 運営委員会に専門部会を置くことができる。

(委員の任期)

第 21 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(指定管理者による管理)

第 22 条 市長は、総合福祉センターの設置目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、総合福祉センターの管理を指定管理者に行わせることができる。

2 総合福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合の指定の手續等は、亀岡市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年亀岡市条例第 4 号)の定めるところによる。

3 総合福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合の管理業務の範囲は、別表第 3 に定めるとおりとする。

4 指定管理者が行う総合福祉センターの管理の基準は、第 3 条及び第 6 条から第 9 条までの規定に定めるところによる。この場合において、これらの適用については、第 3 条中「市長が必要と認める」と

あるのは「指定管理者が市長の承認を得た」と、第 6 条から第 10 条までの規定、第 12 条及び第 16 条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(利用料金)

第 23 条 総合福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第 10 条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を前納しなければならない。この場合において、第 10 条から第 12 条までの規定、別表第 1 及び別表第 3 中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

2 前項の利用料金の額は、別表第 1 に定める金額を超えない範囲において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(委任)

第 24 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の亀岡市総合福祉センター条例第 6 条の規定により市長から使用の許可を受けているものについて、改正後の亀岡市総合福祉センター条例第 22 条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合は、同条例第 7 条の規定により指定管理者から使用の許可を受けたものとみなす。

附 則(平成 24 年条例第 12 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年条例第 36 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の亀岡市総合福祉センター条例の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に許可を受けた使用料及び目的外使用料から適用し、同日前に許可を受けた使用料及び目的外使用料については、なお従前の例による。

別表第 1(第 10 条関係)

(平 24 条例 12・平 25 条例 36・一部改正)

総合福祉センター使用料

| 種別\使用時間区分              |           | 午前         | 午後            | 夜間             | 全日             |
|------------------------|-----------|------------|---------------|----------------|----------------|
|                        |           | 午前 9 時～正午  | 午後 1 時～午後 5 時 | 午後 6 時～午後 10 時 | 午前 9 時～午後 10 時 |
| 亀岡市コミュニティセンター<br>(1 階) | コミュニティホール | 円<br>2,160 | 円<br>3,240    | 円<br>4,320     | 円<br>9,720     |
|                        | 会議室       | 430        | 540           | 640            | 1,620          |
| 亀岡市中央老人福祉センター<br>(2 階) | 教養娯楽室     | 430        | 540           | 640            | 1,620          |
|                        | 会議室       | 430        | 540           | 640            | 1,620          |
| 亀岡市働く女性の家<br>(3 階)     | 和室        | 540        | 640           | 750            | 1,940          |
|                        | 会議室       | 540        | 640           | 750            | 1,940          |
|                        | 講習室       | 1,180      | 1,400         | 1,720          | 4,320          |
|                        | 料理実習室     | 750        | 860           | 970            | 2,590          |
| 亀岡市勤労青年センター            | 音楽室       | 640        | 750           | 860            | 2,260          |
|                        | 講習室       | 750        | 860           | 1,080          | 2,700          |

|               |      |     |     |       |       |
|---------------|------|-----|-----|-------|-------|
| 少年ホーム<br>(4階) | 軽運動室 | 750 | 860 | 1,080 | 2,700 |
|               | 集会室  | 430 | 540 | 640   | 1,620 |

備考

- 1 市外居住者が使用するとき、使用料の3割相当額を加算する。
- 2 冷暖房設備を使用するとき、次の表に掲げる額を加算する。

| 区分 | 加算額       |
|----|-----------|
| 冷房 | 使用料の4割相当額 |
| 暖房 | 使用料の3割相当額 |

- 3 特別に使用したガス、電気及び水道の使用料は、別に実費を徴収する。

別表第2(第14条関係)

(平24条例12・平25条例36・一部改正)

| 区分    | 単位 | 金額      |
|-------|----|---------|
| 団体事務室 | 1月 | 42,100円 |

別表第3(第22条関係)

| 指定管理者に行わせる業務の範囲                                      |
|--|
| 1 総合福祉センター各施設の各種事業の実施に関する業務                          |
| 2 総合福祉センターの使用に関する付随業務(使用の許可、使用料の徴収、使用の停止及び使用許可の取消し等) |
| 3 総合福祉センターの施設及び設備の維持管理(軽微なものに限る。)に関する業務              |
| 4 その他総合福祉センターの管理に関する業務で市長が必要と認める業務                   |